**平成２６年（フ）第６８５号**
熊本市西区池田１丁目34番10号　ゆめらいふ京町台316号室、前住所熊本市西区花園３丁目５番10号　第２甲斐田ハイツ501号
破産者　出野　　弘
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第５１３号**
熊本市北区大窪４丁目２番１号、申立時の住所熊本市東区小山２丁目18番122―１号　エクセルヴィラ101
破産者　杉山　政雄
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第５３０号**
熊本市東区尾ノ上２丁目27番１―401号　ＪＧＭヴェルデ尾ノ上
破産者　森永　　司
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第２号**
熊本市北区楠４丁目10番32号　アレグリアⅡ202
破産者　田添　咲子
1　決定年月日　平成28年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２６年（フ）第１０８６号**
愛知県春日井市神屋町1566番地271
破産者　玉寄　由隆
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第６１１号**
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目７番地１　押草団地105棟302号
破産者　黒田　　章
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第１４５４号**
愛知県日進市香久山５丁目501番地　鈴の木ハイツＣ―302、従前の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地233　レインボー東白土501号
破産者　岩田　陽子（旧姓竹内）
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第７７号**
鳥取市富安331番地　グランディール鳥取904号、前住所兵庫県美方郡新温泉町和田531番地
破産者　岸本　龍彦
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２７年（フ）第２３号**
兵庫県美方郡香美町香住区上計202番地の５
破産者　寺川　浩二
1　決定年月日　平成28年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２７年（フ）第１４１９号**
札幌市南区石山１条３丁目１番33号
破産者　小原　秀昭
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１４７１号**
札幌市東区北46条東９丁目１番２号、開始決定時の住所札幌市北区屯田６条10丁目４番30号
破産者　丸山　栄治
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第１５１１号**
札幌市西区西町南16丁目１番11号　アヴェニュー16―201号
破産者　加藤　直樹（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第７９号**
埼玉県川越市大字吉田１番地３
破産者　増田　　愛
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２７年（フ）第２０６号**
神奈川県足柄上郡開成町牛島212番地６
破産者　野呂瀬郁夫
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第４９６号**
神奈川県伊勢原市沼目２丁目19番29号　ソレアード　ミキＡ102号、前住所神奈川県伊勢原市沼目４丁目23番８号
破産者　熊谷　安利
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第２０号**
岐阜市市ノ坪町５丁目８番地１（エクセランス岐阜西　103号室）、破産手続開始時の住所岐阜県羽島市足近町４丁目222番地１
破産者　安永　　彰
1　決定年月日　平成28年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所